

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>「通学路の安全確保について」 通勤で16号から122号へ迂回してくる車両が通学時間と重なり、通学児童の危険を感じるので、排水路の上をどのような形でも学童が通学できるようにしていただきたい。（排水路に蓋をして一時的に退避できるようにしてほしい。）</p>	<p>市内の排水路においては、雨水を速やかに排水路へ流入させることを目的に、蓋掛けは原則として行わないこととしておりますが、今回の要望箇所につきましては、学童の安全確保の観点から現地調査を行いました。 要望箇所の水路は、土留め柵渠という構造で整備されておりまして、上部に荷重を掛けることが出来ない構造になっていました。 この水路に蓋を掛けるためには、近隣の方が出入り口用として蓋を掛けているのと同じように水路構造物の外側に蓋を掛けるための土台をつくり、水路に荷重が掛からないように蓋を設置する必要があります。 要望箇所では、民地側の水路敷き用地内にこの土台を設置するスペースが無い状況となっております。 つきましては、現況水路の構造では、安全性を確保しながら学童が通行するための蓋掛け整備は困難な状況です。 しかしながら、要望箇所の反対側にある水路についても調査してみますと、フェンスを現位置から水路側に移設することによって、現況の歩道幅以上は確保できます。 【建設局北部建設事務所河川整備課】</p>
2	<p>「浮谷市営住宅の現状と今後の予定について」 ① 市営浮谷住宅の排水先の水路が夏場等になると臭う。 ② 浮谷臨時グラウンドに建設される以下のことについて質問します。(1) 今後の予定(2) 事業計画内容(3) 近隣住民への説明(柏崎地区自治会連合会)</p>	<p>①の市営浮谷住宅の排水先の水路の臭いにつきましては、市営浮谷住宅(中層)は合併浄化槽を採用しており、各家庭で使用された汚水は、浄化槽で処理された後、水路に排水しております。浄化槽は浮谷住宅浄化槽管理組合により月4回の保守点検をしており、排水につきましても毎年3月に行う法定検査(法第11条定期検査)で水質基準が遵守されておりますことから、浄化槽の改修等の予定はありません。 ②(1)の今後の予定につきましては、浮谷住宅に隣接するグラウンドにおいて老朽化が顕著で建替えの対象とされました市営住宅の既入居者の仮移転先としても使用できるよう、(仮称)浮谷グラウンド住宅の建設を予定しており、平成24年度に基本・実施設計を行い、平成25年度以降の建設工事費の予算を確保していく予定です。予算が確保された場合は、平成25年度の議会承認を経て、平成25年夏以降に工事着手し、平成26年度末の竣工を予定しております。その後、平成31年度頃に浮谷住宅の低層棟に係る建替え工事を、浮谷グラウンド側若しくは現在地にて予定しております。 ②(2)の事業計画内容につきましては、現在、基本・実施設計を行なっていることから確定しておりませんが、鉄筋コンクリート造7階建て112戸、高さ21m程度、延べ床面積約9,000㎡の住棟の建設を予定しております。併せて、現在の集会所を解体し、平屋建て約200㎡の集会所を新たに建設する予定であります。 ②(3)の建設工事に伴う近隣説明につきましては、本市の中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例に準じて、実施させていただきたいと考えております。時期につきましては、平成25年度夏以降の工事着手を予定しておりますことから、平成25年4月以降を考えております。 【建設局建築部住宅課】</p>
3	<p>「オウム関連施設について」新聞報道にてオウム関連施設が蓮田市にあるとのニュースがあったが、岩槻区内はどうか？</p>	<p>岩槻警察署生活安全課に確認したところ、岩槻区内にオウム関連施設の存在は確認できていないとのことです。また、新聞報道(7/13)による埼玉県の記事(12日)では『県内にあるオウム真理教の関連施設について、公安調査庁からの定期報告結果を発表し、主団体の「Aleph」(アレフ)の関連施設は八潮、越谷にある計3施設である』とのことです。 なお、公安調査庁からの定期報告結果は年4回、埼玉県に提供されます。 【岩槻区役所総務課】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>「岩槻環境センターについて」</p> <p>1、廃止はいつか 2、廃止後の炉の解体はいつか 3、廃止後の敷地利用方法は 4、廃止前に被災地のガレキ処理協力はあるのか 5、建設時は地元説明があったが廃止時の地元説明は</p>	<p>1、廃止はいつか 平成26年度末を予定しております。</p> <p>2、廃止後の炉の解体はいつか 平成27年度稼働予定の新クリーンセンターの安定稼働確認後、必要な手続き（財産処分申請等）に入ることとしております。実際の解体工事はその後行う予定ですが、現時点では、具体的な時期は確定しておりません。</p> <p>3、廃止後の敷地利用方法は 敷地利用については、現時点では未定です。今後検討することとしております。</p> <p>4、廃止前に被災地のガレキ処理協力はあるのか 7月11日に「災害廃棄物の広域処理については、被災地からの新たな要請がない限り受け入れの検討は当面見合わせる」ことを発表しております。</p> <p>5、建設時は地元説明があったが廃止時の地元説明は 解体撤去時期が決まりましたら地元説明を行う予定でおります。 【環境局施設部環境施設課】</p>
5	<p>「柏崎市営住宅跡地の公園整備について」</p> <p>提出済要望書の経過報告と今後の見通し</p>	<p>本市では、歩いていける身近な公園整備を推進することとしており、当地区に関しても公園が不足している地域であることから、当該用地の公園整備の可能性について、関係各課と協議しております。</p> <p>課題を精査したところ、</p> <p>1、官民境界が確定していない箇所があるため、区域が確定できないこと。 2、旧市営住宅のライフライン（上下水道）の整理が必要であること。 3、用地が道路により分断されており、有効な土地利用のため道路の付け替えが必要になること。 4、公園への進入路が一箇所のみであり、アクセス性の問題があること。 など等の複数の問題点が挙がっております。</p> <p>今後につきましては、これらの課題の解決が図れるかどうか、関係各課と協議してまいります。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>
6	<p>「災害時用の案内看板の設置について」</p> <p>岩槻区内の「避難所誘導看板」や「一時避難所看板」、「避難所看板」は少ないが、現状では旅行者・地域外の人々の行動目安にならず不安だという指摘がある。統一した避難ルートの看板などを意識的に増加させる必要があると思うが、単位自治会としてではなく、さいたま市全体の見解を聞きたい。</p>	<p>避難場所標識につきましては、現在、市内に980基整備しておりますが、更なる充実のため、市内の必要性が高いと思われる場所に、毎年新規設置を行っているところですが、</p> <p>予算の都合上、新規設置できる標識数は、年間でおおよそ10～15基程度となっておりますので、岩槻区以外の区の状況も踏まえたうえで、今後とも新規設置に取り組んでまいります。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
7	<p>「自主防災補助金の補助対象について」</p> <p>柏崎自治会では一時避難場所として原町集会所を対象にしている。「一時集合場所」看板を設置したいが、自治会だけでは費用の面で難しいので、自主防災組織育成補助金（現在は資機材補助対象外）の対象とすることは可能か。</p>	<p>さいたま市地域防災計画において、地域住民が災害時に一時的に退避するための場所として、自主的に決めておく「一時集合場所」という位置づけがあり、自主防災組織などで任意に決めていただく避難場所となり、ご要望にある集会所などが該当します。</p> <p>一時集合場所の看板設置を自主防災組織育成補助金の対象とすることについては、今年度の資機材補助の対象品目については既に決定しておりますので、ご要望として承り、来年度の補助対象として検討させていただきます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
8	<p>「点滅式信号機の設置について」</p>	<p>信号機の設置については道路交通法の交通規制に該当し、警察の管轄となります。岩槻区役所としては、地元自治会や学校等から信号機設置の要望書を提出していただければ、現況を確認し岩槻警察署へ要望書の提出をして参りますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>【岩槻区役所くらし応援室】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>「加倉浄水場跡地の公園整備について」</p> <p>加倉浄水場跡地の現状と今後の緑地公園整備計画について伺いたい</p>	<p>当浄水場跡地に関しては、既存施設の解体を行う必要がありますが、昨年度に施設解体の予算要求をしたところ予算配当が無かったことから、引き続き施設解体の予算要求を行う予定でございます。</p> <p>施設解体が完了後、具体的な整備内容の検討をしております。</p> <p>なお、隣接している県立民俗文化センター跡地の公園整備に関しては、用地取得をして公園整備を行うには多大な費用がかかること、また、浄水場跡地を公園整備することにより、街区公園としての面積が十分確保できることから、県立民俗文化センター跡地での公園整備の計画はありませんので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>
10	<p>「美園小に直結する橋の設置について」学童の安心安全な通学路の確保と周辺住民の利便性から、綾瀬川上に自転車と歩行者用橋の設置をしてほしい。</p>	<p>美園小学校の通学路整備につきましては、開校までに信号機、スクールゾーン及び横断歩道の設置並びに「学童注意」や「通学路」等の路面標示及びグリーンベルト標示など、交通安全対策を講じてまいりました。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も、地域の方々の御協力のもと、通学路の交通安全対策及び防犯対策に万全を期してまいりますので、現時点において、通学路として綾瀬川に架橋を依頼する計画はございません。</p> <p>ただし、本年2月及び6月の2回にわたり、関係自治会から本件についての御要望が提出されておりますことは、大変に重く受け止めておりますので、関係所管にしっかりとお伝えしてまいります。</p> <p>【教育委員会学校教育部学事課】</p> <p>病院や商業施設や駅など生活面での利便性のため、綾瀬川に自転車と歩行者用の橋をかける件についてお答えいたします。</p> <p>橋をかける場合にはその位置に、橋に接続させるため方向や高さが整合する道路が必要となりますが、ご要望の区間にはそれが無いため、現在のところ橋をかける計画はございません。</p> <p>また、道路の条件が満たされている場合であっても、必要性を検討の上、実施することとしています。</p> <p>つきましては、既存の国道463号バイパスの「浦岩橋」や、架替え工事中ではありますが、国道463号の「礮橋」をご利用いただけますよう、お願いいたします。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
11	<p>「コミュニティバス及び乗合タクシーについて」</p> <p>コミュニティバスの運行ルートの延長と乗合タクシーの本数を増発してほしい</p>	<p>本市におけるコミュニティバス等の導入につきましては、昨年4月より運用を開始した「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、地域の方々が主体となりご検討いただくこととしております。</p> <p>具体的な検討の流れですが、まず、コミュニティバス等の導入を検討されている地域が路線導入・改善検討対象地域に該当するかを確認いただきます。該当している場合は、5人以上の地域住民組織を立ち上げ、既存の公共交通の運行状況に配慮しながら、運行ルートや運行システムなど運行計画を作成いただきます。</p> <p>その後、本市は、その運行計画がコミュニティバス等のコンセプトやサービス方針と整合するか、また運行経費に対する運賃収入、いわゆる収支率が40%以上見込める場合、道路運送法に基づく、さいたま市地域公共交通会議に協議し、承認が得られれば、実証運行を行います。</p> <p>また、本格運行につきましては、実証運行期間中の収支率が40%以上あった場合、移行することとしております。</p> <p>現在、運行している槻寿苑と岩槻駅を結ぶ乗合タクシーについても、和土住宅自治会の方々が主体となり、運行計画を作成し、こうした手続きを踏まえ、実証運行の実施に至っております。</p> <p>したがって、当該乗合タクシーの変更につきましては、和土住宅自治会の方々に変更の意思がない以上難しい状況です。ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>【都市局都市計画部都市交通課】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>「槻寿苑バスと乗合タクシーの共同運用について」</p> <p>公民館活動も大きく制約を受けています。槻寿苑では2台のバスが朝夕の送迎をしており、隣の南部公民館の利用者にとり便乗できたら大変便利です。バスの増発と槻寿苑バスとの共同運用の検討はできないか。</p>	<p>槻寿苑の送迎バスは、高齢者のための福祉施策として運行しており、目的外での使用は困難な状況ですので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>【保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
13	<p>「通学路の舗装について」</p> <p>通学路および生活道路の安全と利便性の確保について 国道463の暇橋から水門付近までの土手下の舗装してほしい</p>	<p>岩槻区役所として、土手下のあぜ道を美園小の通学路等に使用していることは認識しておりますが、ご承知のとおり、土手下のあぜ道は1級河川綾瀬川の法面（下）にあり、河川管理者である埼玉県総合治水事務所が所管機関となっております。また、市道としての位置づけもされておきませんので、土手下の舗装につきましては対応出来ない状況です。</p> <p>【岩槻区役所くらし応援室】</p>
14	<p>「スクールゾーンの規制について」</p> <p>通学路および生活道路の安全と利便性の確保についてスクールゾーンへの進入規制をしてほしい。</p>	<p>ご承知のとおり、現状の道路については、すでに警察により時間規制や通行許可書の発行が成されており、岩槻区役所としても注意看板や路面標示等による交通安全の啓発を行っている路線です。また、スクールゾーンへの進入防止の取締りについては、道路交通法の交通規制となるため、警察の管轄となりますが、岩槻区役所としては警察と情報を共有し、交通安全の啓発に取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。</p> <p>【岩槻区役所くらし応援室】</p>
15	<p>自治会への加入促進、退会防止に行政はもっと積極的に取り組んでほしい。</p> <p>市職員は、居住地の自治会に100%加入しているかチェックをし、未加入者がいたら強力に加入させるような姿勢がほしい。</p> <p>この件についての現状と今後の方針を聞かせてほしい。</p>	<p>自治会加入の促進につきましては、個々の自治会長さんはじめ役員のご努力により、常日頃から地域住民の方々に対し全世帯の加入を目指しあらゆる機会を捉え加入促進活動を行っておられることと思います。</p> <p>市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課と岩槻区役所区民生活部コミュニティ課で取り組んでいる事例をご紹介しますと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リーフレットの作成 岩槻区役所区民生活部区民課及び東岩槻支所において、転入者に自治会加入促進リーフレットを配布 2 ポスターの作成 公共施設掲示板に自治会加入促進ポスターを掲示 3 チラシの作成 建築主やマンション等建設事業者に対し、建設局や民間指定確認検査機関を通じて、自治会設立や自治会加入への協力を依頼 4 自治会加入促進啓発品の作成及び配布 5 市報さいたま区版への掲載 市報区版に自治会加入促進を掲載 6 区ホームページに自治会加入促進を掲載 <p>今後の新たな自治会加入促進策につきましては、ご指摘の点を含めさいたま市（岩槻区）自治会連合会と相談させていただきながら検討してまいります。</p> <p>なお、市職員の自治会未加入者への対応の件につきましては、公務に携わる立場の視点から機会を捉えコミュニティづくりの必要性について説明してまいりたいと考えております。</p> <p>【岩槻区役所コミュニティ課】</p>
16	<p>乗合タクシーのコース維持について</p> <p>乗合タクシーのコースで、予告なしでマンホールの蓋を開け工事が行われたことがありました。以後、市と区で連携して、再発防止をお願いします。</p>	<p>このたびは、工事に伴い、乗合タクシーが迂回運行したことにつきまして、お詫び申し上げます。</p> <p>通常、道路上で工事を行う際、施工業者は道路管理者や警察などに届出し、その工事箇所がコミュニティバスや乗合タクシーのルートにあたる場合は、本市の都市交通課に事前に相談があります。</p> <p>今回のケースでは、事前相談がないまま、工事が行われたことで、乗合タクシー利用者の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりました。</p> <p>施工業者には、即日、指導いたしました。今後につきましても、道路管理者などとの連携を密にしながら再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>【都市局都市計画部都市交通課】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
17	<p>「いわつきのまちづくり」について 旧区役所跡地と観光まちづくりの今後についての考え</p>	<p>昨年度、岩槻駅周辺のまちづくりについて、各界の代表等からなる岩槻まちづくり区民検討委員会により「岩槻まちづくりマスタープラン素案」が提出され、現在、本市案としてパブリック・コメントを行っているところです。</p> <p>マスタープランの中では、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めるとしており、旧区役所敷地についても、観光交流機能の整備を検討するとしていますので、今後、まつり広場などのオープンスペースや、大型観光バスの対応、地域のイベントに積極的に活用できるよう検討していきます。</p> <p>また、旧庁舎については、景観、防犯、防災等の観点から速やかに解体するものとしており、現在、準備を進めています。</p> <p>今後も、住民と行政が意見交換・情報共有を図りながら取組みを進めてまいります。</p> <p>【都市局まちづくり推進部まちづくり総務課】</p>
18	<p>「いわつきのまちづくり」について 岩槻駅舎の今後のスケジュールと岩槻駅西口土地区画整理事業の進捗状況と予定について</p>	<p>岩槻駅舎改修事業については、今年5月に東武鉄道株と施行協定を締結しました。今後は、仮駅舎等仮設建物の設置工事を行いながら、併せて橋上駅舎の手法手続きも行き平成27年3月末工事竣工の予定で駅舎改修工事を進めてまいります。</p> <p>岩槻駅西口土地区画整理事業については、事業進捗状況は平成24年3月末の事業費ベース61%、家屋移転41%、道路整備23%となっております。</p> <p>平成24年度は11件の建物移転を予定しているほか、建物物件調査や電線共同溝整備工事など進めてまいります。</p> <p>【都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所】</p>
19	<p>区の歌制定について 岩槻の歴史・文化を織り込んだ区の歌(区歌)を制定して、広く区民に親しんでもらう。特に、小学生・中学生に普及して岩槻・ふるさとへの想いを醸成する。新たに歌詞等募集するのは、経費等の問題があるので、すでに市民の間で歌われている歌を採用する。</p>	<p>「区の歌」につきましては、区民が一体となってまちづくりを進めるためのシンボルとして、区民の皆さんに地域への愛着や誇りなどを感じていただくため、また、岩槻区のPRともなるよう、有効性、優先性、必要性などを勘案するとともに、他区の状況等も見極めながら、必要に応じて検討していきたいと思っております。</p> <p>岩槻区役所といたしましては、現時点で区の歌の制定は考えておりませんが、モデル的に作成された「岩槻をイメージする歌」を区民会議や市民活動ネットワーク組織に周知するとともに、イメージアップの場等での活用について検討してまいりたいと思っております。</p> <p>【岩槻区役所コミュニティ課】</p>
20	<p>「新七福神めぐりの実施について」岩槻区には、由緒ある社寺が多くある。そこで、「新七福神めぐり」を実施し、岩槻の歴史・文化を広く普及する。観光としても有意義な集客効果が期待できると考える。</p>	<p>ご指摘のように岩槻区は他区とは異なり、由緒ある社寺仏閣が多数あり歴史的資源・観光資源として整備することにより、県内はもちろん首都圏からの集客が望めます。</p> <p>現在、観光経済室では、“歴史と美食の小旅行—岩槻らしさを感じて・ふれて・堪能—”をキャッチフレーズに城下町岩槻歴史散策を毎月実施しています。</p> <p>社寺仏閣を中心とした三十三観音札所めぐり、六阿弥陀めぐり、六地藏めぐりなどありますが、岩槻区でも平成24年1月に六阿弥陀めぐりを実施いたしました。また、平成25年1月には岩槻区内の六地藏めぐりを予定しております。</p> <p>阿弥陀様や地藏様は、寺院にお祀りされていますが、七福神は岩槻区内にお祀りされていませんので、「新七福神めぐり」を新たに創出する事につきましては、検討させていただければと思います。</p> <p>【岩槻区役所観光経済室】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>「市有地の地盤強化にかかわる費用の補助について」 諏訪1・2丁目集会所・諏訪会館(敷地市有地)の再建築には地盤の強化が必要と判断されました。 地盤強化は市有地の資産価値を向上することであり、費用を全額市で負担いただきたい。</p>	<p>地方自治法では市が所有する不動産等を公有財産と言いますが、これを行政財産と普通財産とに分類しており、行政事業に供しない財産を普通財産と定義づけています。同法では、この普通財産である土地については、市の事業に関係無く、法令等に基づいて市独自の財産管理の観点から、必要に応じて他の者に貸付けることが可能な財産となっています。</p> <p>本市では、こうした普通財産である土地を、利用者の目的と当該用地の法令等に基づく各種制限等と鑑みたくえ、個人、法人、国や官公署、または各種団体等と契約書を交わして、有償で貸付けております。そうしたことで未利用地の有効活用及び自主財源の確保を図っているところであり、当該用地もそのひとつであると認識しています。</p> <p>こうした市有地の貸付は、借受人の利用目的に極力見合う形でその利用形態等を認めている代わりに、その土地の利用・運用・維持保全にかかる負担については借受人が負うものとしています。</p> <p>また、通常、市有地に建物等の堅固な建築物を建てて、利用者の目的に応じて活用する場合に、建築等にかかる費用は全て借受人の負担とし、かつ、契約期間満了や契約解除により、貸付が終了したときには原状回復をして本市に返還することを原則としております。</p> <p>今回の貴自治会からの要望につきましては、地元自治会が独自に利用するための会館建替えにかかる要因としての地盤強化であり、つまりは利用目的に応じた借受人の必要方策であるため、市有財産の貸付事業として他の例との整合性や現行の未利用地の有効活用方策の観点から、市財源からの負担は困難なものと考えます。</p> <p>【財政局財政部用地管財課】</p>
22	<p>「市有地の地盤強化にかかわる費用の補助について」 諏訪1.2丁目の集会所・諏訪会館(敷地市有地)は、昭和53年の建築が、地盤沈下と老朽化で建て替える事になり総会の承認を得ました。 ※地盤強化は市有地の資産価値を向上することであり 2.地盤強化の費用を全額、補助金の対象にしていきたい。 以上要望いたします。</p>	<p>市有地の地盤強化にかかわる費用の補助についてお答えいたします。</p> <p>本市では、住み良い地域社会の発展と、市民福祉の向上を図ることを目的として、地域活動の場である自治会集会所の建設を行なう際に、さいたま市コミュニティ施設特別整備事業補助金として、1件1,500万円を限度として、補助対象経費の2分の1以内の額を補助しております。また、補助対象経費4,000万円以上かつ延べ床面積が300平方メートル以上であり、受益者戸数が500戸以上もしくは複数の自治会等が利用する大規模な自治会集会所については、1件の補助対象経費4,000万円以上は2,000万円、5,000万円以上は2,500万円、6,000万円以上は3,000万円を補助しております。</p> <p>しかしながら、事業地の造成に要する経費が、整備事業の補助対象事業費の20%を超える場合は、その超える部分の経費は補助対象外とさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>【市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
23	<p>「自治会の高齢者対策について」 「安心長生き条例」が制定されたと聞いているが、具体的な政策等について、出前説明会の開催をしてもらえるか。</p>	<p>高齢化の急速な進行、社会構造が急変する地域社会では、様々な問題発生が考えられます。市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会のために、市民や事業者、行政が共通の理念を持ち、実現のための方針に基づいた役割分担と連携による取り組みが重要です。</p> <p>このような現状から、本市では、安心して長生きすることができる地域社会を実現するためのまちづくりの基本理念を定めた、「誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」を制定し、平成24年4月1日から施行しています。</p> <p>本条例は、基本理念を定めたもので、今後この理念に基づく基本的な計画の策定を進める予定です。</p> <p>現時点では、安心長生きのまちづくりに関する基本計画の策定がされていないため、出前説明会の開催はできない状況であることをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>【岩槻区役所高齢介護課】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>「東岩槻地区の側溝清掃の状況について」 地盤沈下が見受けられ、側溝などの排水がいちじるしく低下しています。これまで市当局の努力により、雨水幹線の整備が実施されてきましたが、そこにたどりつくまでの側溝の機能が低下したと思われますので、側溝の補修と清掃の状況について今後の見通しをお願いしたい。</p>	<p>地盤沈下などにより縦断勾配が損なわれ、本来の側溝の機能が低下するなどの現場につきましては、側溝改修を行っております。 建設局北部建設事務所道路維持課ではスマイルロード整備として側溝改修と併せ、道路工事を行っておりますが、市内各所で同様の現象があることから、隣接地権者からの署名・承諾を添付した要望書をいただいて事業を進めております。 具体的な要望箇所がございましたら、予め建設局北部建設事務所道路維持課補修係へ、協議・相談ください。 なお、側溝清掃については、岩槻区役所くらし応援室で対応しております。 【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
25	<p>「東岩槻地区の水害対策」 * 上院調節池の進捗状況と古隅田川の改修の促進状況について 東岩槻地区水害対策で、県ですすめている上院調節池の早期完成と古隅田川の改修は切り離すことは出来ません。現在の進捗状況と今後の見通しをお聞かせ願いたい。この問題については、22年度の懇談会においても、要望がなされておりますので、どこまで進展しているのか教えていただきたい。</p>	<p>東岩槻地区の排水先は、埼玉県が管理している一級河川古隅田川となります。埼玉県にて、平成7年度より、上院調節池及び古隅田川の改修を進めている状況であります。 埼玉県に確認したところ、上院調節池については、計画上20万立方メートルを貯留する施設であります。現在18万立方メートルを貯留することが可能であり、今後も引き続き、用地買収及び掘削等を実施する予定と聞いております。 一方、古隅田川については、上院調節池から上流部の東武野田線横断部までを事業化し、用地買収、橋梁の架け替え、河道掘削等を順次実施していくと聞いております。しかし、東岩槻地区の浸水被害の軽減を図るためには、東武野田線横断部より上流部の古隅田川起点まで、河川改修を事業化する必要と考えておりますので、埼玉県には、古隅田川上流部までの事業化に向けて、要望してまいります。 【建設局下水道部下水道計画課】</p>
26	<p>「自然と歴史、文化を楽しむまちづくり」のための要望 「東岩槻駅地区に観光案内板」設置につきまして、再度、要望します。</p>	<p>ご指摘のように平成22年8月17日に開催されました川通・東岩槻地区区政懇談会におきまして、東岩槻駅、岩槻駅に案内板設置の要望が出されています。 現況につきましては、岩槻駅前に区の観光案内板及び半日観光コースの案内板が設置されております。また、駅前通りの旧大塚跡に区の観光案内、通り名の名称表示等が地域住民の協力をいただき設置しています。 皆様もご存知のことと思いますが、仮称岩槻人形会館や旧区役所跡地の利用計画等のプランがありますが、これらの中でサイン計画が検討されておりますので、この計画に基づき進めたいと考えております。ご理解のほどよろしく願います。 【岩槻区役所観光経済室】</p>
27	<p>「交通量の増加に伴い押しボタン式信号の設置について」</p>	<p>信号機の設置については道路交通法の交通規制に該当し、警察の管轄となります。岩槻区役所としては、地元自治会や学校等から信号機設置の要望書を提出していただければ、現況を確認し岩槻警察署へ要望書の提出をして参りますのでご理解いただきたいと思います。 【岩槻区役所くらし応援室】</p>
28	<p>市道5077号線の補修と延長について</p>	<p>本市では、住みよい環境づくりを目的として、生活に身近な道路について「さいたま市暮らしの道路整備事業」の制度を定め、沿道の皆様と本市が協力のもと、道路の拡幅整備を推進しているところです。 ご質問いただきました、大字増長地内に位置する市道5077号線につきましては、道路整備事業を進めるにあたり、現地調査、及び要望申請等の手続きが必要となりますので、所管の建設局北部建設事務所道路安全対策課まで、ご相談いただきますようお願い申し上げます。 【建設局北部建設事務所道路安全対策課】</p>
29	<p>水路整備について</p>	<p>川通地区の用排水路の整備につきましては、地元の各自治会から整備要望書が提出されているところですが、厳しい財政状況により、年間1～2路線(市全域対象)の水路を整備している状況です。したがって、川通地区では、25路線の水路整備が未着手の状態であり、今後については、各要望書の内容を十分精査のうえ整備を進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 また、平成23年度における地元農家等から依頼された用排水路の補修や草刈り等については、岩槻区内で約100件寄せられており、優先度等を考慮して順次対応しています。 【経済局経済部農業環境整備課】</p>

平成24年度 岩槻区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
30	道路路面の注意表示について	<p>ご指摘の当該道路につきましては、住民皆様の利用車両のみならず、通り抜け目的の乗用車や大型輸送車等の通行車両が多い路線であることは確認しております。岩槻区役所も注意看板による交通安全の啓発をおこなっておりますが、路面標示による交通安全の啓発についても岩槻警察署の指導を仰ぎ、取組んで参りますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、速度規制や取締りについては道路交通法の交通規制となるため、警察の管轄となりますのでご理解いただきたく思います。</p> <p>【岩槻区役所くらし応援室】</p>
31	舗装申請について	<p>舗装申請につきましては、順次施行をしていますが、かなりの数の申請がありますので、施工するまでに時間がかかってしまうのが現状です。</p> <p>こちらの地区では、平成24年度以前の未施工の案件が多数ありまして、申請順に施工しているところで、</p> <p>したがって、新方須賀自治会様からのご申請は、平成24年4月16日に受付しましたので、数年後になると予想されます。</p> <p>ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
32	舗装補修について	<p>舗装補修については、同様の要望が多数寄せられているため、実施までに時間を要しております。本案件につきましても年度内完了を目的に順次実施していく予定ですので、今しばらくお時間をいただきたくご理解お願い致します。</p> <p>【岩槻区役所くらし応援室】</p>
33	道路標識の移動について	<p>「道路標識の移設」に係る要望をいただきました。</p> <p>本道路標識は、旧岩槻市時代に設置された標識で、永大橋（北）交差点近くの、市道5215号線沿いにあり、県道への通り抜けとして利用されていた状況を受け、是正すべく設置されたようですが、本要望をいただく以前に、会長より、当該標識に係る移設について、ご相談をいただいております。</p> <p>現在の進捗状況でございますが、道路管理者である、建設局北部建設事務所土木管理課と、岩槻区役所くらし応援室とにより、移設に向け、協議を進めているところでございます。</p> <p>今後、具体的な移設場所について、協議しながら進めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【建設局北部建設事務所土木管理課】</p>
34	水路の補修について	<p>水路の補修依頼として要望されました大字新方須賀宮田128から大字新方須賀中谷238の区間につきましては、平成18年11月に提出されました排水路の整備要望の区間と一部重複しています。</p> <p>平成18年11月の整備要望に関しましては、本年度、整備工事前調査として測量・設計業務を予定しておりますので、今回の補修要望の現況調査と併せて、調整させていただきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。</p> <p>【経済局経済部農業環境整備課】</p>